

# 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

## 1 趣旨

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「民整法」という。）の一部の施行に伴い、公正証書の作成手続がデジタル化されることから、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）その他の法務省所管の関係省令について所要の整備を行うものである。

## 2 概要

### （1）公証人法施行規則等の改正案の内容

#### ア 公証人法施行規則の一部改正

民整法による公証人法の一部改正により、公正証書の作成手続がデジタル化されることから、民整法による改正後の公証人法（以下「改正公証人法」という。）が法務省令に委任している事項（嘱託人等の本人確認の方法、公正証書の記載・記録事項、列席者の署名の方法、公正証書の謄本等の交付の方法等）を含め、公証人の行う電磁的記録に関する事務全般についてその技術的・細目的事項等に関する規律を整備するため、公証人法施行規則の規定につき所要の改正を行う。

#### イ 戸籍法施行規則の一部改正

改正公証人法の施行に伴い、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の規定につき所要の改正を行う。

#### ウ 商業登記規則の一部改正

前記アの公証人法施行規則の一部改正により、これまで指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）に規定されていた公証人法第5章（認証）に規定する事務に係る電磁的記録に関する事務を含め、公証人の行う電磁的記録に関する事務全般について公証人法施行規則に規律が整備されることから、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）の規定につき所要の改正を行う。

#### エ 公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部改正

改正公証人法の施行及び改正公証人法の施行に伴う公証人手数料令（平成5年政令第224号）の一部改正に伴い、公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令（昭和46年法務省令第13号）につき所要の改正を行う。

#### オ 任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部改正

改正公証人法の施行に伴い、任意後見契約に関する法律第三条の規定によ

る証書の様式に関する省令（平成12年法務省令第9号）につき所要の改正を行う。

#### **カ 不動産登記規則の一部改正**

前記アの公証人法施行規則の一部改正により公証人の行う電磁的記録に関する事務全般について公証人法施行規則に規律が整備されることから、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）の規定につき所要の改正を行う。

#### **キ 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正**

改正公証人法の施行に伴い、法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年法務省令第44号）の規定につき所要の改正を行う。

### **（2）指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の廃止**

前記（1）アの公証人法施行規則の一部改正により公証人の行う電磁的記録に関する事務全般について公証人法施行規則に規律が整備されることから、公証人法第5章（認証）に規定する事務に係る電磁的記録に関する事務について規定していた指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）を廃止するとともに、同省令の規定に基づいて電子署名の方式等について定めていた平成十九年法務省告示第百二号（法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件）を廃止する。

### **3 今後のスケジュール（予定）**

公布：令和7年7月

施行：令和7年10月1日